

公益社団法人熊本県浄化槽協会 会員及び役員等慶弔見舞規程

(目的)

第1条 公益社団法人熊本県浄化槽協会（以下「本協会」という。）会員及び役員等の慶弔見舞について必要な事項を定めることを目的とする。

(取扱責任者)

第2条 この規程に定められた慶弔見舞金の支給等の実務については事務局長の所管事務とし、当該事項が発生したときは、事務局長より会長に上申し支給するものとする。

(適用の範囲)

第3条 この規程を適用する会員とは、本協会正会員（本協会会員名簿記載上の代表者）及び特別会員（以下「会員」という。）とする。

(種類)

第4条 慶弔見舞金の種類は次の通りとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 入院見舞金
- (3) 葬祭費
- (4) 災害見舞金

(届出義務等)

第5条 会員がこの規程により慶弔見舞金を受けようとするときは、それを証明する書類等を添付または提示しなければならない。

2 前項の規定は協会関係者からの報告等をもってあてることができる。

3 前各号の規定により本協会はそれを知った日から原則1週間以内に実行する。但し、その実行の適当な日が別にある場合は実行の日を適当な日に延期することができる。

(結婚祝金)

第6条 会員が結婚した場合は、30,000円を結婚祝金として支給する。

(入院見舞金)

第7条 本協会の理事、監事、相談役、顧問（以下「役員等」という。）が病気等により入院した場合は入院見舞金として、10,000円を支給する。但し、5日以上入院に限る。

(葬祭費)

第 8 条 会員及び会員の配偶者並びに会員の両親、子が死亡した場合は、次の額の香料及び生花、弔電を奉呈するものとする。

但し生花についてはその時の相場に応じるものとする。

(1) 香料 20,000 円

(役員等の葬祭費)

第 9 条 本協会の役員等及びその配偶者が死亡したときは、前条の規定に併せ、20,000 円を香料として奉呈するものとする。

(災害見舞金)

第 10 条 会員が被災した場合は災害見舞金を支給する。

2 災害見舞金の額は、その発生状況及び被災の程度等を勘案し本協会正副会長で決定し支給するものとする。

3 前項の規定による災害見舞金は 50,000 円を限度とする。

(その他)

第 11 条 この規程に定めのない事項については会長が別に定める。

(附則)

第 12 条 この規程の変更及び改廃は理事会の議決により定める。

付則

この規程は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。